

令和8年度

水道水質検査計画

河東郡鹿追町

鹿追町水道水質検査計画

目 次

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
鹿追町簡易水道事業
 - (1) 高台地区
 - (2) 市街地区
 - (3) 然別湖畔地区
 - (4) 東瓜幕地区
3. 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況
4. 採水場所、水質検査項目、検査頻度及びその理由
5. 水質検査方法
6. 臨時の水質検査
7. 水質検査の自己、委託の区分
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 水質検査の精度と信頼性確保について
10. その他事項
 - (1) PFOS 及び PFOA の水質検査の実施について
 - (2) 関係者との連携について

1. 基本方針

水質検査は、水道水の安全性を確認する上で必要不可欠であり、水道における水質管理の最も重要とされるものであります。水道事業者は水質検査計画を策定し、これを水道利用者に公表することが義務付けられたため、鹿追町においても定期に行う水質検査について、水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。水質検査計画には、水道事業者が行う定期の水質検査について、検査すべき事項、当該項目、採水の場所、検査の回数及びその理由を記載します。また、水質検査計画による測定結果は、需要者に対し公表します。

2. 水道事業の概要

当町の水道事業は「高台地区簡易水道事業」「市街地区簡易水道事業」「然別湖畔地区簡易水道事業」「東瓜幕地区簡易水道事業」の4つの事業にて経営を行っております。

計画給水人口・1日最大給水量及び各地区の水源・浄水関係については下記の通りとなっております。

1) 計画給水人口	3,800 人
2) 1日最大給水量	3,400 m ³

(1) 高台地区

1) 水源の名称	深井戸（地下水）
2) 浄水場の名称	高台地区浄水場
3) 浄水処理方法	塩素滅菌のみ

(2) 市街地区

1) 水源の名称	浅井戸（地下水）
2) 浄水場の名称	市街地区浄水場
3) 浄水処理方法	塩素滅菌のみ

(3) 然別湖畔地区

1) 水源の名称	湖沼水（然別湖）
2) 浄水場の名称	然別湖畔地区浄水場
3) 浄水処理の名称	膜ろ過後次亜塩素滅菌

(4) 東瓜幕地区

1) 水源の名称	深井戸（地下水）
2) 浄水場の名称	東瓜幕浄水場
3) 浄水処理方法	塩素滅菌のみ

3, 水源の状況並びに原水及び浄水の水質状況

(1) 高台地区

高台地区簡易水道は、深井戸（地下200m）2箇所を水源としております。水量、水質共に安定しており、塩素滅菌処理のみで給水を行っています。

(2) 市街地区

本町市街地区簡易水道は、浅井戸（地下30m）3箇所を水源とし、塩素滅菌処理のみで給水を行っています。水量は安定しているものの、水質については近年「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」の検出値が高めに推移しています。そのため原水及び浄水において毎月水質検査を実施し監視する事としています。また、水質を改善するために、取水施設の新設を補助事業により実施しており、令和9年4月1日からの供用開始を予定しています。

(3) 然別湖畔地区

然別湖畔地区簡易水道は、湖沼水を水源としています。平成28年度途中より、浄水方法を急速ろ過から膜ろ過へと変更しております。

クリプトスポリジウム指標菌検査は、年4回実施します。

(4) 東瓜幕地区

東瓜幕地区簡易水道は、深井戸（地下200m）3箇所を水源としております。水量、水質ともに安定しており、塩素滅菌処理のみで給水を行っています。

4, 採水場所、水質検査項目、検査頻度及びその理由

1) 採水場所

- ・毎日の検査については、浄水場内の水質監視装置及び配水系統別の給水栓（蛇口）で行います。
- ・水質基準項目（浄水）の各検査は、配水系統別の給水栓（蛇口）等で採水します。また、原水の基準項目の検査の場合は、各浄水場の原水流入口で採水します。

<採水地点詳細>

サンプル名	採水地点
高台地区（上幌内）	幌内神社
高台地区（下幌内）	新然別会館
高台地区（瓜幕）	瓜幕ライディングパーク
市街地区	車両センター
然別湖畔地区	然別湖畔浄化センター
東瓜幕地区	東瓜幕パーキング場給水栓

2) 水質検査項目、検査頻度及びその理由

- ・各水道施設浄水、原水とも検査項目及び検査頻度の通り水質検査を実施します。

5, 水質検査方法

水質基準項目の検査方法は、水質基準に関する省令の規定に基づく、告示に示された検査方法により行います。なお水質検査は、毎日検査と PFAS 及び PFOA の検査を除いたすべての検査は、帯広市上下水道部水質検査センターに委託して実施します。

PFAS 及び PFOA の検査については民間検査業者に委託して実施します。

6, 臨時の水質検査

臨時の水質検査・試験は次のような場合に実施します。

- 1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- 2) 水源に異常があった時、また監視用魚に異常があった場合。
- 3) 水源付近、給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき。
- 4) 配水管の大規模な工事その他水道施設が、著しく汚染された恐れがあるとき。
- 5) その他特に必要があると認められるとき。
- 6) 市街地区新設井戸の供用開始前。

7. 水質検査の自己、委託の区分

定期の水質検査は下記の通り、水道法第20条の厚生労働大臣登録検査機関に委託して検査します。毎日検査のみ自己検査とします。

委託検査内容	検体	検査頻度	委託検査機関名
原水全項目検査	高台地区 市街地区 然別湖畔 東瓜幕地区	1回/年	帯広市上下水道部水質検査センター
浄水全項目検査	高台地区 市街地区 然別湖畔 東瓜幕地区	1回/年	帯広市上下水道部水質検査センター
浄水24項目検査	高台地区 市街地区 然別湖畔 東瓜幕地区	3回/年	帯広市上下水道部水質検査センター
原水12項目検査	高台地区 市街地区 然別湖畔 東瓜幕地区	11回/年	帯広市上下水道部水質検査センター
浄水12項目検査	高台地区 市街地区 然別湖畔 東瓜幕地区	8回/年	帯広市上下水道部水質検査センター
項目別検査（クリプトスポリジウム、ジア ルジア）	然別湖畔	4回/年	帯広市上下水道部水質検査センター
項目別検査（硝酸態窒素及び亜硝酸態窒 素）	市街地区	12回/年	帯広市上下水道部水質検査センター
項目別検査（嫌気性芽胞菌）	高台地区 市街地区 然別湖畔 東瓜幕地区	4回/年 4回/年 12回/年 12回/年	帯広市上下水道部水質検査センター
項目別検査（ホウ素及びその化合物）	然別湖畔	8回/年	帯広市上下水道部水質検査センター
新規4項目検査	高台地区 市街地区 然別湖畔 東瓜幕地区	3回/年	帯広市上下水道部水質検査センター
PFAS及びPFOA検査(原水・浄水)	高台地区 市街地区 然別湖畔 東瓜幕地区	1回/年	民間検査業者

8,水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及びこれに基づいて実施した水質検査結果は鹿追町ホームページ、役場2階建設水道課で公表します。

また、検査結果の評価は検査ごとに行い、水質検査計画は検査結果をもとに必要ながあれば見直していきます。

9,水質検査の精度と信頼性確保について

鹿追町では水質検査結果の信頼性を確保するため分析器の整備や検査技術の向上に努めていきます。また、自主的な精度管理、検査資料の採水から検査結果の報告までの記録の保存、水質検査の精度向上に努めていきます。

10,その他

(1) PFOS 及び PFOA の水質検査の実施について

鹿追町では令和6年8月と令和8年1月にPFOS及びPFOAの水質検査を実施し、暫定目標値(50ng/L)内であることを確認しました。

令和8年4月1日より水質基準項目に格上げとなることから、令和8年度は6か所の浄水と4か所の原水について年1回の検査を予定しています。

(2) 関係者との連携について

水源周辺で、水質事故が発生した場合は、道(帯広保健所・帯広建設管理部)等の関係機関と連絡調整を行い水質保全に万全を期します。